

五條市会計年度任用職員 講師等登録募集案内

《常勤講師（教育総務課）》

五條市教育委員会では、次の職種に関して会計年度任用職員として勤務頂ける方の登録を随時募集しています。任用は、登録者の中から必要に応じておこなっておりますので、希望される方は以下により登録手続きを行って下さい。なお、任用はあくまで職員の欠員等の状況によるため、登録いただいても任用されない場合がありますので、予めご了承ください。

1 職名、配属、業務内容、登録資格

職名	フルタイム 会計年度任用職員
配属	五條市教育委員会事務局 教育総務課
業務内容	常勤講師
登録資格	市立小中学校および高等学校に通勤可能な人。 教育職員免許法に基づく免許状を有する人。（取得見込みを含む）。

※次のいずれかに該当する人は登録できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 五條市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

勤務場所	市立 小・中学校、市立 高等学校
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間 60分 (勤務先によって就業時間に変更になることがあります)
休日	原則週休日（毎週土・日曜日）、 国民の祝日に関する法律による休日、年末年始 ただし、該当日が出勤日となる場合があります（振替休日付与）
休暇	年次有給休暇、特別休暇
給与	【小・中学校】 月額 213,600円 ～ 247,300円 【高等学校】 月額 230,000円 ～ 284,100円 ※経験年数等により異なります
手当	期末勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、退職手当、その他手当
社会保険等	あり (任用期間や所定労働時間数などにより、社会保険等が適用されます)

3 登録から任用までの流れ

- (1) 申込者全員を、「五條市会計年度任用職員 講師等希望者名簿」に登録します。この名簿の有効期間は、登録日から2年間となります。
- (2) 任用の必要が生じた場合、名簿に登録された人の中から勤務条件や教科等を検討の上、電話連絡いたします。その後、書類選考及び面接を行い、任用の可否を決定します。欠員状況等の事情から登録者がすべて任用されるとは限りません。
- (3) 登録資格がない場合や、提出書類に偽りがあった場合には、合格（採用）を取り消します。

5 申込手続・受付期間

(1) 申込方法

申込は、郵送または持参してください。（持込前に電話にてご連絡頂きますようお願いいたします）

（注） 代理の方が提出いただいても結構ですが、書類に不備がありますとお返しすることになりますので、できるだけ受験者本人が持参してください。

郵送で申込みをされる場合は、封筒の表に『講師等登録申込』と朱書きしたうえで郵送してください。

(2) 受付期間

平日 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は受付いたしません。

(3) 申込先

五條市教育委員会事務局 教育総務課

(4) 提出書類

五條市会計年度任用職員 履歴書兼講師登録申込書

教員免許状や資格証明書等の写し

※教員免許状の有効期限が到来している場合は、有効期間更新証明書または更新講習終了確認証明書等の写しも併せて添付してください。

※顔写真添付欄には、直近6月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き）を貼付してください。（スナップ写真不可）

6 注意事項

- (1) 提出書類が完備している場合のみ受付し、不備がある場合はお返しします。
- (2) 登録に関する提出書類は一切お返しいたしません。市が取得した個人情報については、五條市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

7 試験に関するお問い合わせ先

五條市教育委員会事務局 教育総務課

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

電話 0747-22-4001（内線 828・815）